

氏名・(本籍)	かみ わき ひろ し 上 脇 博 之	(福岡県)
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)	
学位記番号	博ろ第40号	
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当	
学位授与の日付	平成12年2月8日	
学位論文題目	政党国家論と憲法学 —「政党の憲法上の地位」論と政党助成—	

審査委員	主査 教授 浦 部 法 穂	
	教授 伊 藤 光 利	教授 井 上 典 之

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、我が国の憲法解釈論に多大な影響と示唆を与えてきたドイツにおける「政党国家論」の本質をできる限り正確に紹介し、その「政党国家論」の具体的問題領域となる「政党の憲法上の地位」論とそれに基づく政党助成について、そこでの議論の特性を解明すると共に、ドイツ理論の我が国の憲法解釈論への導入に際しての問題点とそれをふまえた議論の展開を検討するものである。

本論文は、以上の目的と問題の視座を示した序章に始まり、大きく4つの項目とそこに含まれる論点についての検討を行った上で、最後にそのまとめで締めくくるという形で構成されている。

「I ドイツにおける「政党の憲法上の地位」論と「政党」の取扱いの特殊性」は、本論文の研究対象の出発点をなすと共に、本論文で取り上げられる論点すべてをカバーする基底的概念の分析・検討が行われるものとしての位置づけができる。そこでは、ドイツの政党国家論の下で展開される政党の憲法的性格についての国家機関説、社会団体説、公的地位説、媒体説、権能付与説が、社会団体説を除けばすべて基本法の「闘う民主主義」を憲法上正当化するために唱えられているものであること、選挙法制における政党概念が、ワイマール体制化での小党分立による政権の不安定という歴史を反省して生み出されたもので、そこにも「闘う民主主義」との共通性が見出されること、そして、そのような共通性を担保するものが両者の憲法編入であり、理論的には政党を他の結社と区別して、政党に特別の地位を認める考えにあることが検討される。

「II ドイツにおける政党組織資金援助を憲法上正当化する論理の特殊性」は、Iでの議論との関係に依拠して展開される政党助成の議論が紹介され、その具体的内容の考察が行われる。そこでは、社会団体説以外の立場に立てば政党への国庫補助について憲法上正当化する論拠が見出せること、連邦憲法裁判所は社会団体説を匂わせながらも実は国家機関説の本質的部分を導入し、結局政党を他の結社とは区別して一定の範囲での政党助成は許容すること、政党に対する国庫補助についての正当化根拠も究極的にはワイマール期の崩壊に対する歴史の反省に求められること、そこにドイツにおける政党の憲法的性格についての議論の特殊性が見出せることが指摘される。

「III ドイツにおける政党組織資金援助の憲法的正当化論の破綻・矛盾」は、IIで検討した議論と

関連するが、それとは別の問題を提起する最近の政党助成の議論の考察が行われる。そこでは、政党の活動内容についての分離が不可能になってきたことに伴う一般的政党資金援助の復活および無所属候補者に対する選挙戦費補償の付与により、ドイツの政党に関する規律が政党の憲法的性格論によっては制度全体を一貫して説明しきれなくなっていること、さらに、政党国庫補助の規模の拡大と政治的スキャンダルの予防の不存在から政党に対する市民の倦怠感の増大という効果の出現が検討される。

「Ⅳ ドイツにおける政党国庫補助の『国家からの自由』論をめぐる憲法問題」は、Ⅲでの議論で取り上げられた市民の感情における効果を意識した政党への資金援助に対する歯止めの議論とその制度化の内容が検討される。そこでは、政党の自己資金調達が半分を超えるようにする50%条項の導入により政党の「国家からの自由」の保障が論じられたが、実はそれは政党が市民に接近する努力をするよう国家により促され、結局は国家からの自由を犠牲にした上での「国家における自由」としての枠付けにすぎず、政党の自由は憲法理論においてその射程が限定されていること、政党への国庫補助の存在にもかかわらず企業献金が禁止されていないのも、政党の組織資金援助における50%条項のような歯止めの存在によることが指摘される。

「Ⅴ ドイツの政党国家論のまとめと日本における『憲法と政党』の問題」は、本論文のまとめとしての役割を果たすものである。まず、「第十章 ドイツの政党国家論のまとめ—『憲法編入』の意味」では、政党条項が基本法に盛り込まれたということのほか、に、「憲法編入」を特定の政党の国家による承認、国家による特定の政党に対する規制、その裏返しとしての特定の政党に対する特権付与、その結果としての議会内政党の国家の政治体制への組み込みと解し、ドイツでは、結局、そのような観点から展開された政党国家論は「権威主義的支配の強い民主主義体制」ないしは「人民のための統治」の擁護に役立つというイデオロギーを隠し持つと共に、政党の自由を「国家からの自由」としてではなく「国家における自由」にとどめておく理論になっていると指摘する。

本論文は、以上の考察に続けて、最後に、「第十一章 日本における『政党の憲法上の地位』論と政党助成の憲法問題」において、ドイツとの比較において、我が国での政党問題をどのように解すべきかについての提言を行う。まず、ドイツ理論に依拠した通説的立場では、「政党の憲法上の地位」の問題において政党に「特別の地位」を認めるきっかけを与えてしまうことになる点を危惧して、我が国の憲法では「結社の自由」とは別個の政党条項はないこと、政治資金規制法、公職選挙法、政党助成法、政党法人格付与法などの法制化がなされてはいるが、それは単なる法制化にすぎず、それら内容上の憲法適合性が検討される必要があるものであって、我が国ではまだ政党についての憲法編入の段階にはないこと、ドイツ流の議論を持ち込むことにより生ずるであろう「闘う民主主義」としての政党禁止や小党分立回避、政党の政治体制への組入れを促進する政党助成などはとりあえず憲法上許容されないとの問題が提起される。

結局、本論文では、「政党の憲法上の地位」論は、政治学上・社会学上の議論ではなく、また単なる政党の帰属領域の問題でもなく、そこから政党への特権付与や介入・干渉を加えるための憲法上の根拠と一般的に理解されることになるのである点に鑑みれば、我が国の憲法21条によって保障する結社の自由の尊重という観点から、ドイツにおける有力説である国家機関説とは違い、政党一般はあくまで媒介的機能や公的性格を部分的に有する社会団体であると解することが必要になること、また、そのように解しても政治資金規制法や比例代表選挙制度などは憲法上正当化できるし、現行の政党助成の問題については結社の財政的自律権に対する侵害として憲法違反の疑いが指摘でき、はたして憲法に違反しない政党助成が可能か否かという問題が検討されなければならない、という結論が導かれている。

## 論文審査の結果の要旨

現代の議会制民主主義の下で、憲法と政党の問題は決して軽視され得ない一つの重要な研究課題となる。しかし、我が国の憲法学は、政党や政党国家化現象を研究対象として正面から取り上げてこなかった。わずかに、ドイツ基本法の下で展開された議論が紹介され、それがそのまま我が国の憲法解釈のための指針として用いられていたにすぎない。本論文は、ドイツの議論の検討によってその特性を示し、それを我が国の解釈論に導入する際の問題点の分析と今後の我が国の憲法論を展開する上での一つの視点の研究を行うものである。本論文は、以上の内容について以下のような意義と特徴を有するものであって、「憲法と政党」の問題に関する相当程度の水準の研究成果をまとめたものと評価することができる。

第1に、本論文は、我が国での問題を考えるための比較対象として、従来の学説同様、ドイツの議論を分析するが、そこにはドイツにおける特殊性を浮き彫りにすることで、我が国での問題に関する考察においてそれとの違いを念頭においた研究となっている。従来の議論が、基本法上の条文に依拠したドイツ議論を参考にして、明文上の根拠のない我が国における解釈論へと反映させようとしていたのに対して、本論文は、同じく基本法において規定されている「闘う民主主義」と政党システムとの結びつきを確認することで、ドイツの政党国家論をドイツ特有の理論的特殊性の中で提唱されているものとし、我が国へのその導入に際してはその特殊性をできる限り捨象し、我が国の憲法条文との関係で中立的な内容の議論を展開しようとする点で極めて示唆的な研究となっている。

第2に、本論文では、従来の議論において常識とされている議会制民主主義と政党との不可分性を認識論のレベルでの一般論としては承認しながら、それを憲法学における解釈論に持ち込むことの問題性を指摘し、そこから規範論のレベルでの「政党の憲法的性格」論の展開の必要性を主張している。特に、ドイツにおいて展開される「政党の憲法的性格」論が、特定の政党に対する国家の介入・干渉や特権付与といった規制を正当化するだけでなく、その背後には「権威主義的支配の強い民主主義体制」擁護のイデオロギーが隠されていることを示している点で、本論文は、従来の議論にはない興味深い分析を行っているといえる。

さらに、本論文のテーマに関する具体的問題領域となる政党助成について、議会内政党への連邦支出の割合、各政党の選挙での得票率と政党助成額、各政党の支出項目ごとの比率と収入に占める政党助成金の割合といったものを、資料として図表で詳細に示すことにより、特に既存の議会内大政党を中心にそれに対して優遇措置がとられているというそこでの問題の所在を明確化し、そのことから憲法解釈論上の重要な論点を明確に指摘するという方法をとっている点も、本論文の一つの特徴といえる。この点は、文章によって単に数字を示し、その問題を指摘するよりも可視的でより分かりやすい方法となっており、政党助成の法的问题性の検討にとって有用なものとなっている。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。本論文の内容の大部分はドイツ理論の検討に充てられており、本論文の主旨が、我が国の解釈論の展開のためにドイツ理論からの、ないしはドイツ理論に含まれる特殊性からの脱却を目指すことにあるにも関わらず、なおドイツ的民主主義観に無意識のうちに引きずられてしまい、必ずしも全体としてその論理が一貫しているとはいえない部分もある。ただ、これらの点は、憲法と政党についての問題が、我が国ではドイツ理論を中心にそれを直輸入する形でこれまで展開されており、さらに、政治改革との関連で政党そのものを法的に取り上げて議論することがようやく最近になって出てきたことに由来するものである。その意味で、本論文の問題点

も、どちらかといえば本論文の研究対象となったテーマそのものに内在するものであり、それは、上述の本論文が有する優れた研究価値を損なうものではないといえる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である上脇博之氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと認定する。